

震災緊急保証制度のご案内

名張市に本社所在地がある事業所に対して、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 1 2 8 条第 1 項第 2 号」に基づく中小企業（特定被災区域外の事業者）の認定を行っています。

法 1 2 8 条第 1 項第 2 号 認定要件

特定被災区域外に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災発生前から直接の取引関係にある特定被災区域内に事業所を有する事業者が、震災に起因して店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施していることにより、申請者が次のいずれかに該当すること。

- (イ) 震災発生後の最近 3 か月間の売上高又は販売数量が、前年同期の売上高等と比べて 1 0 % 以上減少していること。(様式 11)
- (ロ) 震災発生後の最近 1 か月間の売上高又は販売数量が、前年同月比 1 0 % 以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比 1 0 % 以上の減少が見込まれること。(様式 12)

認定申請に必要なもの

1. 認定申請書 2 部（市商工観光室備付）
2. 【法人事業者の場合】商業登記簿謄本の写し（法務局発行）
【個人事業者の場合】事業証明書の写し（市役所 1 階収納室発行）
3. 【認定に係る業種が許認可を要する場合】当該業種の許認可証の写し
4. 確認書類
 - ・最近 3 か月及び前年同期の各月の売上高等が確認できるもの（イ）
 - ・最近 1 か月及び前年同月の売上高等が確認できるもの（ロ）
 - ・最近 1 か月後の 2 か月間の見込み売上高等が確認できるもの及びその期間に対応する前年の売上高等が確認できるもの（ロ）
（売上台帳等の写し、損益計算書、確定申告書類等月別の数字がわかるもの。見込み売上高等が確認できるものについては、概算したものを任意に作成してください。受注残高表等見込み売上高等の算出根拠になるものがあれば添付してください。書類には「以上のとおり相違ありません。」の記述及び署名捺印をお願いします。）
 - ・取引先が特定被災区域内に事業所を有することがわかるもの
（取引先との契約書、取引伝票、配送伝票、納品書等）
 - ・理由書
（申請者の売上高等の減少と取引先の状況との因果関係が客観的に合理性が認められる内容であること。記載内容について確認できる書類等があれば添付してください。）
5. 印鑑・・・申請書に押しいただくものです。（確認書類と同一のもの）

注意

この認定とは別に、信用保証協会や金融機関等の審査がありますのでご了承ください。

問い合わせ・認定申請先

名張市役所 商工観光室
Tel 0595 - 63 - 7648